

令和8年度沖縄県女性就業・労働相談センター管理運営 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

※ 本公募は国及び県の予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 目的

この要領は、令和8年度沖縄県女性就業・労働相談センター管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施にあたり、最も適した事業者を選定するために行なうプロポーザルの実施に必要な事項を定めるものです。

2 プロポーザルに関する基本事項

本業務は、「働く女性応援事業」及び「労働相談事業」の2つの事業で構成されております。本プロポーザルの参加にあたり、これら2つの事業を1つの企画提案書にまとめて提案していただき、県は1つの事業者を選定しますが、契約については、2つの事業ごとに締結します。

(1) 委託業務名

令和8年度「沖縄県女性就業・労働相談センター管理運営」業務

(2) 委託期間

ア 働く女性応援事業 契約締結の日から令和9年3月31日まで
イ 労働相談事業 契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 委託業務の内容

ア 働く女性応援事業業務仕様書（別添1）のとおり。
イ 労働相談事業業務仕様書（別添2）のとおり。

(4) 予算額

ア 働く女性応援事業 36,048千円（消費税及び地方消費税を含む）
イ 労働相談事業 20,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

費目は、以下のとおりとする。

I 人件費

II 直接経費

III 一般管理費（（人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内）

※上記計算式における再委託費、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員も含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費及び仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

IV 消費税・地方消費税

※経費計（I＋II＋III）の100分の10に相当する金額。1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。

(5) プロポーザルを実施する理由

本業務については、専門知識や創造性、構想力、ノウハウが求められことから、企画力

・実績・能力・意欲等を有する事業者を選定し、業務を行なわせることにより、本業務の事業効果や行政目的を達成する必要があるため。

3 プロポーザルの手続き等に関する事項

(1) プロポーザル参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアム（以下「法人等」という。）とします。

- ア 沖縄県内に本社を有する法人等であること。
- イ 職業相談、職業訓練等就業支援に関する業務又はこれに類する業務に取り組んだ実績を有する者又は提案時点において取り組んでいる者であること。
- ウ 本業務を円滑に実施できる体制が整備されていること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
- オ 沖縄県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ク 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- ケ 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- コ 労働関係法令を遵守していること。
- サ コンソーシアムについては、次の事項に留意してください。
 - (ア) 構成員のうちいずれかの者が、上記アからウまでの要件を満たしていること。
 - (イ) 構成員のすべての者が、上記エからキまでの要件を満たしていること。
 - (ウ) コンソーシアムの中に管理を行なう法人（以下この項において「管理法人」という。）を1者置くものとする。管理法人は、本業務の進捗管理、構成員相互の連絡調整、財産管理等の事務的管理を主体となつて行なう機関とし、コンソーシアムの構成員を代表するものとする。
 - (エ) コンソーシアムの構成員が、単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、本プロポーザルに重複して参加することはできないこと。

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、別添「質問票」に記入のうえ、ファックスか電子メールで送付してください。

- ア 受付期間 公募開始日から令和8年3月3日（火）16時まで
- イ 回答方法 沖縄県商工労働部労働政策課ホームページへの掲載により随時回答し、最終の回答日を令和8年3月4日（水）とします。

(3) プロポーザル参加意思表明書の提出

本プロポーザルに参加できる法人等は、下記 エ 提出期限までに参加意思表明を行なった者に限ります。参加を希望する法人等は、次により提出してください。

- ア 提出書類
 - (ア) 参加意思表明書（様式1）
 - (イ) 法人等概要（様式2）

- (ウ) 業務実績（様式3）
- (エ) 貸借対照表（直近3期分）
- (オ) 損益計算書（直近3期分）
- (カ) コンソーシアム協定書

※ 書類は、(ア)～(カ)まで順番に編綴し、提出部数は8部とする。1部は原本とし、7部は写しを提出してください。

※ コンソーシアムの場合、上記(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)は構成員ごとに提出してください。

※ 上記(カ)のコンソーシアム協定書は、当課のひな型を使用することとし、必要に応じて条項を追加することは構いませんが、条項の削除は原則として認めません。

イ 提出方法 持参又は郵送による。

郵送の場合は、封筒に「参加意思表明書在中」と表書きし、書留郵便等配達記録がわかる方法により、期限までに到達するように提出してください。

ウ 提出先 沖縄県商工労働部 労働政策課

エ 提出期限 令和8年3月9日（月）16時まで

(4) 企画提案書の提出

企画提案書は、別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成の上、令和8年3月9日（月）16時までに提出してください。

4 審査に関する事項

(1) 第一次審査（書面審査）

企画提案書を提出した法人等（以下「提案者」という。）の参加要件について、企画提案書に基づき書面審査を行いません。

ア 審査結果

要件を満たしている提案者に対しては、第二次審査の時間、場所等を通知し、要件を満たしていない提案者に対しては、その旨を通知します。

イ 結果通知日

令和8年3月11日（水）（予定）

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会を開催し、企画提案書、実施体制、経費等について審査し、最も優れた提案者を選定します。

なお、第一次審査を通過し、第二次審査の対象となった提案者が1者のみとなった場合、選定委員会の決議を書面で諮る場合があります。

ア 選定委員会

(ア) 日時 令和8年3月19日（木）（予定）

(イ) 会場 沖縄県庁2階会議室

※ 上記日程及び審査方法は予定のため、確定した日程については、第一次審査の結果通知において通知します。

イ 結果の通知

審査の結果は、すべての提案者に対し、文書で通知します。評価の内容、審査の経過等については、公表しないこととし、個別の問い合わせには応じないものとします。

5 委託契約に関する事項

- (1) 第二次審査で選定された提案者と県との間で、本業務の委託契約に関する協議を行ない、合意に至ったときは、企画提案書を踏まえ、改めて業務仕様書を作成し、当該提案者から

見積書を徴し、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）に定める随意契約の手続きにより、契約書を締結します。

ただし、第二次審査で選定された提案者と合意に至らなかったときは、次点の提案者と協議を経て、契約を締結する場合があります。

- (2) 県は、契約の相手方が提出した企画提案書をもとに業務仕様書を作成しますが、本業務の目的達成に必要があると認めるときは、契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更して作成する場合があります。
- (3) 県は、契約の締結後、契約の相手方の名称、契約金額等を公表します。

6 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 県へ提出された書類等は、返却しないものとします。
- (3) 企画提案書は、提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出期限後の追加、差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 県へ提出された書類は、選定以外の目的に使用しません。
- (5) 次のいずれかの事項に該当した場合は、無効又は失格とします。
 - ア 参加要件を満たさない場合又は契約の相手方が決定されるまでの間に参加要件を満たさなくなった場合
 - イ 一の提案者から2以上の企画提案がされた場合
 - ウ 委託料の上限額を超えて企画提案がされた場合
 - エ 企画提案書等提出された書類に虚偽の記載がある場合
 - オ この要領に定める提出期限、提出方法、提出先等に適合しない場合
 - カ この要領に違反し、又は著しく逸脱すると認められた場合
 - キ 審査の公平性に影響を及ぼす不正な行為があった場合
- (6) 本プロポーザルは、県の当初予算成立を前提とした準備手続きであり、予算の成立後に効力を生じるものです。したがって、県議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがあります。
- (7) 本プロポーザルのうち、働く女性応援事業については、国の予算の成立及び本業務に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした準備手続きであり、交付決定後に効力を生じるものです。したがって、予算案が成立しなかった場合又は本業務に係る交付金の交付決定がなされなかった場合は、契約を締結しないことがあるほか、交付決定額に変更があった場合は、交付決定額の範囲内で契約を締結することがあります。
- (8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければなりません。ただし、沖縄県財務規則第101条の2の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合があります。

7 書類等の提出先及び問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁8階）

沖縄県商工労働部 労働政策課 担当者 金城

電 話 098-866-2366

F A X 098-866-2355

電子メール aa058009@pref.okinawa.lg.jp

※契約保証金について【沖縄県財務規則抜粋】

(契約保証金)

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。